

決 定 要 旨

被 審 人（住所）愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する平成 21 年度（判）第 32 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 258 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 2 月 12 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 12 月 11 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、平成 20 年 10 月 2 日頃、愛知県岡崎市橋目町字御茶屋 1 番地に本店を置き、輸送用機器等の製造販売を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されているフタバ産業株式会社の役員として、職務に従事していた B から、同人がその職務に関し知った、フタバ産業株式会社において同社の平成 18 年 3 月期、同 19 年 3 月期及び同 20 年 3 月期の各過年度決算数値に過誤があることが発覚した旨のフタバ産業株式会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成 20 年 10 月 15 日より前の同月 6 日、C 証券株式会社 D 支店を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、フタバ産業株式会社の株券 9,700 株を売付価額 1135 万 8700 円で売り付けたものである。

○ 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号、第 166 条第 3 項、第 1 項第 1 号、第 2 項第 4 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

(1) 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格の数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(1,171 \text{ 円} \times 9,700 \text{ 株}) - (905 \text{ 円} \times 9,700 \text{ 株}) = 2,580,200 \text{ 円}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。